

# 多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託

## プロポーザル公募要領

令和6年6月 山形県

### 1 目的

この要領は、「多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の内容及び仕様等

#### (1) 業務の名称

多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務

#### (2) 業務の内容

多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託基本仕様書（企画提案用）による。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

#### (4) 提案上限額

1,753千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 応募に関する事項

#### (1) 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- ① 山形県内に本社又は主たる事務所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ③ 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。
- ⑥ 消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規

定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

⑨ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## （2）失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- ⑥ その他、企画審査会において不適切と認められた場合

## 4 提案の方法

### （1）提出書類及び提出部数

- |  |     |
|--|-----|
| ① 参加申込書（様式 1）  | 1 部 |
| ② 誓約書（様式 2）  | 1 部 |
| ③ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。） | 1 部 |

※ただし、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出する必要はない。

ア 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）

イ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの。）

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）   | 1部 |
| ⑤ 会社概要書（様式4）          | 1部 |
| ⑥ 類似業務の受託実績一覧表（様式5）   | 1部 |
| ⑦ 提案書（記述形式任意、10ページ以内） | 6部 |
| ⑧ 概算費用見積書（様式6）        | 6部 |

(2) 提案書の記載内容

提案書の作成に当たっては、「多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託提案書作成要領」に基づき、以下の項目について記載する。

	記載項目	記載内容
企画内容	①実施方針	・本提案のコンセプト
	②動画構成	・動画構成、再生時間 ・映像表現案 ・本業務の事業目的を達成するうえで、提案内容が効果的な理由
	③独自提案	・委託料の範囲内で事業効果を高める独自の提案
業務遂行能力	④実施体制	・業務を実施するうえでの人員体制及び組織図 ・発注者との協議・連絡体制 ・同種業務の受注実績
	⑤作業スケジュール	・契約予定日を令和6年7月下旬とした場合に委託期間終了まで想定されるスケジュール

(3) 提案書の様式

- ① 原則としてA4版の大きさで、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各頁下部に表紙、目次を除き、通し番号を印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。
- ② 図表等を使用する場合であって説明上やむを得ない場合、A3版の大きさの用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4版の大きさの冊子・綴りとする。
- ③ 提案書は(2)の①から⑤の順序に記載すること。
- ④ 提案内容は、できる限り具体的に記述し、記載内容から業務内容をイメージできるようにすること。

(4) 提出期限

①参加申込書提出期限

期 限：令和6年6月20日（木）午後5時（必着）まで  
提出書類：(1)の①から⑥までの書類

②企画提案書提出期限

期 限：令和6年6月28日（金）午後5時（必着）まで  
提出書類：(1)の⑦から⑧までの書類

(5) 書類の提出方法

10「提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便かつ提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

## 5 提案書作成に係る質問

### (1) 質問方法

提案に関する質問等は、質問書（様式7）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託への問合せ」として、10「提出・問合せ先」へ提出すること。

### (2) 質問受付期間

令和6年6月18日（火）午後5時まで

### (3) 質問等への回答

質問及びその回答内容については、県ホームページ上で回答する。

ただし、独自の企画に関わることなどについては、当該質問者のみに電子メールで回答する。

## 6 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託に関する企画審査会（以下、「企画審査会」という。）において、「審査基準」（別紙1）に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行い、各審査員の評価点の合計点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

また、必要に応じ、次点者を選定する。

なお、山形県の判断により、提案者からのプレゼンテーションを省略する場合がある。

(2) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

(3) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。

(4) 提案者が1者のみである場合でも審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

## 7 契約締結

- (1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とすることについて、農林水産部指名業者選定審査会の審査を経たうえで、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は、次点者と契約手続きを行う場合がある。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続き等は、山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課において行う。

## 8 スケジュール

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) プレゼンテーションの実施 | 令和6年7月中旬（予定。詳細は別途通知） |
| (2) 企画審査会の開催     | 令和6年7月中旬             |
| (3) 審査結果の通知      | 令和6年7月下旬             |
| (4) 契約締結の時期      | 令和6年7月下旬             |

## 9 その他

- (1) 提案できる件数は、1提案者につき、1件とする。
- (2) 提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適正と認められるもののみを受理する。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は一切認めない。
- (5) 提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (6) 公募型プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、必要に応じて提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 提出・問合せ先」に報告すること。
- (8) 提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (9) プレゼンテーションの内容は、提出している提案書に基づくものとする。
- (10) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合がある。
- (11) 採用した提案書の著作権は県に帰属する。
- (12) 不採用となった提案書の著作権は提案者に帰属する。

## 10 提出・問合せ先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電話番号：023-630-2424

FAX番号：023-630-2558

E-mail: ynoshotoku#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

## 多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託 提案書作成要領

「多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務委託プロポーザル公募要領」（以下「公募要領」という。）の4（1）⑦に定める提案書については、公募要領に掲げる要件のほか、この作成要領によるものとする。

### 1 提案書の構成

公募要領4（2）の①から⑤の記載項目に従い提案すること。

### 2 書式・作成要領

#### （1）構成

提案書本編（記述形式任意）、会社概要書（公募要領様式4）、類似業務の受託実績一覧表（公募要領様式5）、概算費用見積書（公募要領様式6）で一式とする。

なお、当該提案書一式は6部提出すること。

<提案書に関する留意事項>

- ・公募要領4（2）の記載項目を①から⑤の順にすべて記載すること。
- ・表紙及び目次を除き、10ページ以内とすること。
- ・提案事項の趣旨を端的に記述し、分かりやすさに留意すること。
- ・提案書のページ数の多寡は評価の対象ではない。

#### （2）書式

提案書本編及び提案書要約版については、原則としてA4版の大きさで、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各頁下部に表紙、目次を除き、通し番号を印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。

図表等を使用する場合であって説明上やむを得ない場合、A3版の大きさの用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4版の大きさの冊子・綴りとする。

#### （3）表紙

提案書の表紙には、あて名「山形県知事様」、タイトル「多様な担い手が活躍する山形の農業魅力発信業務提案書」、提出年月日、提案事業者名を記載すること。

(4) 目次

表紙の次に目次を入れること。

(5) 留意事項

- ① 提案書に記載された内容については、受託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるとみなす。
- ② 提案書に記載され、プロポーザルで評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、県とプロポーザルの最優秀提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、最優秀提案者として選定されたことをもって、提案書に記載された全内容を承認するものではない。